# 二、カーポートトウェンティワン㈱に対する件

平成四年（排）第三号

排除命令

埼玉県川越市山田九五八番地

カーポートトウェンティワン株式会社

右代表者　代表取締役　横川　勇

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　カーポートトウェンティワン株式会社は、一般消費者を対象に、平成三年一一月一四日から同月一七日までの期間において、「オープニング記念大抽選会」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項及び第三項の規定に違反した旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に前記告示第一項第一号又は第二号の方法により、景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　カーポートトウェンティワン株式会社（以下「カーポートトウェンティワン」という。）は、肩書地に本店を置き、石油製品の小売業を営む事業者である。

二(一)　カーポートトウェンティワンは、「オープニング記念大抽選会」と称し、平成三年一一月一四日から同月一七日までを期間とし、期間中にガソリンを一五リットル以上満タン給油した一般消費者に対し、抽選により、特等BS内蔵テレビ（六万円相当）を五名、一等ハンディカラオケ（六、〇〇〇円相当）を一〇名、以下五等までの景品類（総額六五万八〇〇〇円相当）をそれぞれ提供することを企画し、これを実施した。

(二)　懸賞により提供することができる景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額が五〇〇円以上五万円未満の場合、一万円である。

しかるに、前記企画において、懸賞に係る取引の価額は一五リットル給油した場合の一、六〇五円と認められるから、同社が懸賞により提供することができる景品類の最高額は、一万円であるところ、前記景品類のうち、特等の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

また、懸賞により提供することができる景品類の総額は、懸賞に係る取引の予定総額の百分の二までであるところ、カーポートトウェンティワンの前記企画の懸賞に係る取引の予定総額が一、六八六万円と認められるから、三三万七二〇〇円までであり、前記景品類の総額は、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、カーポートトゥエンティワンの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同告示第二項及び第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成四年二月二〇日

公正取引委員会

委員長　梅澤節男

委員　佐藤徳太郎

委員　宇賀道郎

委員　佐藤謙一

委員　股野景親